

## たてばやしの都市計画・資料編

館林市 都市建設部 都市計画課

令和 7 年 4 月 1 日更新版

# 人口

## (1) 人口の推移

年 次	人 口 (人)			世帯数	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )	一世帯 人員(人)	備 考
	総 数	男	女				
昭和 29 年	56,381	27,298	29,083	10,887	935	5.18	4月1日
昭和 30 年	(56,407)	(27,070)	(29,337)	(10,880)	(930)	(5.18)	
昭和 35 年	(55,684)	(26,552)	(29,132)	(11,569)	(916)	(4.81)	
40 年	(57,317)	(27,450)	(29,867)	(13,076)	(942)	(4.38)	
45 年	(61,130)	(29,584)	(31,546)	(15,059)	(1,005)	(4.06)	
50 年	(66,410)	(32,199)	(34,211)	(17,630)	(1,092)	(3.77)	
55 年	(70,245)	(34,281)	(35,964)	(19,695)	(1,155)	(3.57)	
60 年	(75,141)	(37,117)	(38,024)	(22,212)	(1,235)	(3.38)	
61 年	75,791	37,571	38,220	22,558	1,246	3.36	
62 年	76,060	37,758	38,302	22,819	1,250	3.33	
63 年	76,095	37,876	38,219	23,056	1,251	3.30	
平成 元年	76,226	37,950	38,276	23,320	1,253	3.27	
2 年	(76,221)	(37,810)	(38,411)	(23,278)	(1,250)	(3.27)	
3 年	76,829	38,257	38,572	23,966	1,260	3.21	
4 年	77,183	38,484	38,699	24,419	1,266	3.16	
5 年	77,335	38,554	38,781	24,767	1,268	3.12	
6 年	77,484	38,614	38,870	25,113	1,271	3.08	
7 年	(76,857)	(38,129)	(38,728)	(24,791)	(1,260)	(3.10)	
8 年	77,748	38,794	38,954	25,776	1,275	3.02	
9 年	78,172	39,014	39,158	26,246	1,282	2.98	
10 年	79,712	39,829	39,883	27,687	1,307	2.98	
11 年	79,855	39,883	39,972	27,879	1,309	2.86	
12 年	(79,371)	(39,588)	(39,783)	(27,601)	(1,302)	(2.88)	
13 年	79,523	39,770	39,753	28,185	1,304	2.82	
14 年	79,369	39,692	39,677	28,326	1,302	2.80	
15 年	79,465	39,798	39,667	28,719	1,303	2.77	
16 年	79,214	39,633	39,581	28,974	1,299	2.73	
17 年	(79,454)	(39,491)	(39,963)	(28,873)	(1,303)	(2.75)	
18 年	78,454	39,368	39,377	29,431	1,291	2.68	
19 年	78,597	39,322	39,275	29,704	1,289	2.65	

年 次	人 口 (人)			世帯数	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )	一世帯 人員(人)	備 考
	総 数	男	女				
平成 20 年	78,405	39,215	39,190	29,997	1,285	2.61	
21 年	78,404	39,293	39,111	30,376	1,286	2.58	
22 年	78,259 (78,608)	39,249 (39,238)	39,010 (39,370)	30,588 (29,581)	1,283 (1,289)	2.56 (2.66)	
23 年	77,826	39,033	38,793	30,709	1,276	2.53	
24 年	79,100	39,610	39,610	31,548	1,297	2.51	
25 年	78,614	39,365	39,249	31,800	1,289	2.47	
26 年	78,152	39,042	39,110	32,013	1,282	2.44	
27 年	77,938 (76,667)	39,046 (38,266)	38,892 (38,401)	32,317 (30,219)	1,278 (1,257)	2.41 (2.54)	
28 年	77,399	38,746	38,653	32,492	1,269	2.38	
29 年	76,738	38,397	38,341	32,663	1,259	2.35	
30 年	76,310	38,272	38,038	32,930	1,252	2.32	
令和 元年	75,864	38,109	37,755	33,269	1,244	2.28	
2 年	75,480 (75,309)	37,883 (37,769)	37,597 (37,540)	33,617 (31,643)	1,238 (1,235)	2.25 (2.38)	
3 年	75,091	37,720	37,371	33,943	1,232	2.21	
4 年	74,556	37,400	37,156	34,078	1,223	2.19	
5 年	74,205	37,222	36,983	34,429	1,217	2.16	
6 年	73,719	36,953	36,766	34,837	1,209	2.12	

※住民登録人口（10月1日）（外国人除く）

※（ ）内は、国勢調査（10月1日）（外国人含む）

※住民基本台帳法の改正(平成24年7月9日施行)により平成24年以降外国人も合算

## (2) 人口集中地区 (D I D)

昭和35年から国勢調査で設定された区域で、ヘクタール当たり40人以上の基本単位区が互いに隣接して人口が5,000人以上となる地区に設定される。

年 次	面積 (ha)	人口 (人)	人口密度 (人/ha)	年 次	面積 (ha)	人口 (人)	人口密度 (人/ha)
S 35 年	260	23,462	90.24	H 7 年	960	38,154	39.7
S 40 年	300	24,857	82.9	H 12 年	885	37,913	42.8
S 45 年	370	25,367	68.6	H 17 年	886	37,747	42.6
S 50 年	510	27,382	53.7	H 22 年	938	38,851	41.4
S 55 年	530	26,355	49.7	H 27 年	949	39,149	41.2
S 60 年	700	31,910	45.6	R 2 年	1,079	39,564	36.6
H 2 年	820	34,718	42.3				

## 都市計画区域

### (1) 都市計画区域の変遷

指定又は変更年月日	面 積 (ha)	摘要
S 11. 5. 9	4,891	旧館林町、旧郷谷村、旧六郷村、 旧多々良村、旧赤羽村、旧渡瀬村の全域
S 29. 4. 1	6,083	市制施行により変更 (市全域)
S 45. 5. 25	6,083	首都圏整備法に基づく都市開発区域指定 (市全域)
S 45. 12. 22	17,359	館林市 6,083 ha ・板倉町 4,134 ha 明和町 1,914 ha ・千代田町 2,180 ha 邑楽町 3,047 ha
S 63. 11. 1	17,359	館林市 6,083 ha ・板倉町 4,134 ha 明和町 1,914 ha ・千代田町 2,180 ha 邑楽町 3,047 ha
H 元. 11. 10 (国土地理院公表により面積更正)	17,537	館林市 6,097 ha ・板倉町 4,184 ha 明和町 1,967 ha ・千代田町 2,176 ha 邑楽町 3,113 ha
H 3. 5. 28 (国土地理院公表により面積更正)	17,537	館林市 6,098 ha ・板倉町 4,184 ha 明和町 1,967 ha ・千代田町 2,176 ha 邑楽町 3,112 ha
H 26. 10. 1 (国土地理院公表により面積更正)	17,531	館林市 6,097 ha ・板倉町 4,186 ha 明和町 1,964 ha ・千代田町 2,173 ha 邑楽町 3,111 ha

## 市街化区域及び市街化調整区域〔区域区分〕

### (1) 線引きの状況

年 次	説 明	都市計画区域 (ha)	市街化区域 (ha)	市街化調整区域 (ha)
S 52. 8. 31	(当初決定)	6,083 (100)	1,516 (24.9)	4,567 (75.1)
S 60. 5. 31	① (定時変更)	6,083 (100)	1,516 (24.9)	4,567 (75.1)
H 元. 11. 10	A (面積更正)	6,097 (100)	1,516 (24.9)	4,581 (75.1)
H 3. 1. 11	② (定時変更)	6,097 (100)	1,568 (25.7)	4,529 (74.3)
H 3. 5. 28	B (面積更正)	6,098 (100)	1,568 (25.7)	4,530 (74.3)
H 6. 9. 9	③ (隨時変更)	6,098 (100)	1,599 (26.2)	4,499 (73.8)
H 7. 7. 21	④ (隨時変更)	6,098 (100)	1,604 (26.3)	4,494 (73.7)
H 11. 8. 24	⑤ (定時変更)	6,098 (100)	1,654 (27.1)	4,444 (72.9)
H 21. 8. 11	⑥ (定時変更)	6,098 (100)	1,664 (27.3)	4,434 (72.7)
H 22. 8. 24	⑦ (隨時変更)	6,098 (100)	1,682 (27.6)	4,416 (72.4)
H 27. 3. 30	C (面積更正)	6,097 (100)	1,682 (27.6)	4,415 (72.4)
H 27. 6. 16	⑧ (定時変更)	6,097 (100)	1,691 (27.8)	4,406 (72.2)
R 4. 8. 16	⑨ (隨時変更)	6,097 (100)	1,712 (28.1)	4,385 (71.9)
R 6. 5. 21	⑩ (隨時変更)	6,097 (100)	1,774 (29.1)	4,323 (70.9)

( ) 内は、%構成比

### (2) 上記説明区分の内容

番号	変更年次	変 更 内 容
①	S 60. 5. 31	ア. 新たに市街化区域に編入した区域 (6ha) 分福町（旧大字青柳の一部）及び大字堀工の一部 イ. 市街化調整区域に編入した区域 (6ha) 大字堀工の一部（逆線引き）
A	H 元. 11. 10	平成元年11月10日行政課より通知 (国土地理院公表により面積更正)
②	H 3. 1. 11	新たに市街化区域に編入した区域 (52ha) 大島町の一部（館林東部工業団地）
B	H 3. 5. 28	平成3年5月28日行政課より通知 (平成2年10月1日国土地理院公表により面積更正)
③	H 6. 9. 9	新たに市街化区域に編入した区域 (31ha) 大新田町の一部 11.7 ha (北部第二工業団地) 野辺町の一部 18.9 ha (野辺流通団地) 計 30.6 ha

番号	変更年次	変 更 内 容
④	H 7. 7.21	新たに市街化区域に編入した区域 (5.4ha) 大谷町、赤土町の一部 (西部住宅団地)
⑤	H 11. 8.24	新たに市街化区域に編入した区域 (50ha) 富士原町、赤土町、近藤町の一部 34.0 ha (西部第二土地区画整理事業) <u>花山町の一部 16.1 ha (花山区画整理事業)</u> 計 50.1 ha
⑥	H 21. 8.11	新たに市街化区域に編入した区域 (9.8ha) 足次町及び下早川田町の各一部 (渡瀬南部地区)
⑦	H 22. 8.24	新たに市街化区域に編入した区域 (18.3ha) 下早川田町の一部 (北部第三地区)
C	H 27. 3.30	平成27年3月30日行政課より通知 (平成26年10月1日国土地理院公表により面積更正)
⑧	H 27. 6.16	新たに市街化区域に編入した区域 (9.3ha) 羽附町、赤生田町、上赤生田町の一部 (赤生田地区)
⑨	R 4. 8.16	新たに市街化区域に編入した区域 (20.7ha) 大新田町及び下早川田町の各一部 (北部第四地区)
⑩	R 6. 5.21	新たに市街化区域に編入した区域 (62.7ha) 大島町の一部 (大島地区)

## 用途地域

決定又は 変更年月日	面 積 (ha)	用 途 别 面 積 (ha) (容積率/建蔽率) 【】内は構成比%	摘 要
S 33. 3. 18	700. 7 4 地域 ※(4 地域)	住居地域 (-/60) 416. 24 [59. 4] 商業地域 (-/70) 33. 53 [ 4. 8] 準工業地域 (-/60) 181. 93 [26. 0] 工業地域 (-/60) 69. 00 [ 9. 8]	当初決定
S 36. 3. 26	822. 91 4 地域 ※(4 地域)	住居地域 (-/60) 465. 66 [56. 6] 商業地域 (-/70) 38. 91 [ 4. 7] 準工業地域 (-/60) 249. 34 [30. 3] 工業地域 (-/60) 69. 00 [ 8. 4]	大街道、当郷町、 松原の一部変更
S 48. 12. 20	823. 0 7 地域 ※(8 地域)	第一種住居専用地域 (80/40) 276 [33. 5] 第二種住居専用地域 (200/60) 123 [14. 9] 住居地域 (200/60) 229 [27. 8] 近隣商業地域 (200/80) 70 [ 8. 5] 商業地域 (400/80) 42 [ 5. 1] 準工業地域 (200/60) 65 [ 7. 9] 工業地域 (200/60) 18 [ 2. 2] 工業専用地域 (-/60) —	都市計画法・建築 基準法の改正によ る新用途地域への 切り替え決定
S 52. 8. 31	1, 516 8 地域 ※(8 地域)	第一種住居専用地域 (80/40) 242 [16. 0] 第二種住居専用地域 (200/60) 387 [25. 5] 住居地域 (200/60) 476 [31. 4] 近隣商業地域 (200/80) 72 [ 4. 7] 商業地域 (400/80) 42 [ 2. 8] 準工業地域 (200/60) 156 [10. 3] 工業地域 (200/60) 21 [ 1. 4] 工業専用地域 (200/50) 120 [ 7. 9]	市街化区域及び市 街化調整区域(当初 線引き)の決定によ る変更
S 60. 5. 31	1, 516 8 地域 ※(8 地域)	第一種住居専用地域 (80/40) 236 [15. 6] 第二種住居専用地域 (200/60) 397 [26. 2] 住居地域 (200/60) 472 [31. 1] 近隣商業地域 (200/80) 72 [ 4. 7] (300/80) 1 商業地域 (400/80) 42 [ 2. 8] 準工業地域 (200/60) 156 [10. 3] 工業地域 (200/60) 21 [ 1. 4] 工業専用地域 (200/50) 120 [ 7. 9]	新たに分福町・堀 工町の一部を第二 種住専(6ha)。 分福町及び堀工町 の各一部を住居か ら第二種住専に変 更(4ha)。 堀工町の一部を第 一種住専から市街 化調整区域に逆線 引き(6ha)。 本町四丁目の一部 容積率の変更 20/10→30/10。

決定又は 変更年月日	面 積 (ha)	用 途 别 面 積 (ha) (容積率/建蔽率) 【 】内は構成比%	摘 要
S 61. 4. 25	1, 516 8 地域 ※(8 地域)	第一種住居専用地域 (80/40) 233 【15. 4】 第二種住居専用地域 (200/60) 397 【26. 2】 住居地域 (200/60) 475 【31. 3】 近隣商業地域 (200/80) 72 【 4. 7】 商業地域 (400/80) 71 (300/80) 1 42 【 2. 8】 準工業地域 (200/60) 156 【10. 3】 工業地域 (200/60) 21 【 1. 4】 工業専用地域 (200/50) 120 【 7. 9】	堀工町(茂林寺地区)の一部を第一種住専から住居地域に変更(3ha)。
H 3. 1. 11	1, 568 8 地域 ※(8 地域)	第一種住居専用地域 (80/40) 222 【14. 2】 第二種住居専用地域 (200/60) 397 【25. 3】 住居地域 (200/60) 492 【31. 4】 近隣商業地域 (200/80) 72 【 4. 6】 商業地域 (400/80) 71 (300/80) 1 42 【 2. 7】 準工業地域 (200/60) 156 【 9. 9】 工業地域 (200/60) 15 【 0. 9】 工業専用地域 (200/50) 172 【11. 0】	新たに大島町の一部(東部工業団地)を工業専用地域に指定(52ha)。 楠町の一部(楠地区)を第一種住専から住居地域に変更(11ha)。 城町及び尾曳町の一部(市役所周辺)を工業地域から住居地域に変更(6ha)。
H 6. 9. 9	1, 599 8 地域 ※(8 地域)	第一種住居専用地域 ( 80/40) 222 【14. 0】 第二種住居専用地域 (200/60) 397 【24. 8】 住居地域 (200/60) 492 【30. 8】 近隣商業地域 (200/80) 72 【 4. 5】 商業地域 (400/80) 71 (300/80) 1 42 【 2. 6】 準工業地域 (200/60) 175 【10. 9】 工業地域 (200/60) 15 【 0. 9】 工業専用地域 (200/50) 184 【11. 5】	新たに大新田町の一部(北部第二)を工業専用地域に指定(11. 7ha)野辺町の一部(野辺流通)を準工業地域に指定(18. 9ha)計30. 6ha÷31ha。
H 7. 7. 21	1, 604 8 地域 ※(8 地域)	第一種住居専用地域 (80/40) 222 (100/50) 5. 4 227 【14. 0】 第二種住居専用地域 (200/60) 397 【24. 8】 住居地域 (200/60) 492 【30. 8】 近隣商業地域 (200/80) 72 【 4. 5】 商業地域 (400/80) 71 (300/80) 1 42 【 2. 6】 準工業地域 (200/60) 175 【10. 9】 工業地域 (200/60) 15 【 0. 9】 工業専用地域 (200/50) 184 【11. 5】	新たに大谷町及び赤土町の一部(西部住宅団地)を第一種住居専用地域に指定(5. 4ha)

決定又は 変更年月日	面 積 (ha)	用 途 別 面 積 (ha) (容積率/建蔽率) 【 】内は構成比%	摘 要
H 8. 3. 1	1, 604 10 地域 ※(12 地域)	第一種低層住居専用地域 242【15. 1】 (80/40) 237 (100/50) 5. 4 第一種中高層住居専用地域 396【24. 7】 (200/60) 第二種中高層住居専用地域 40【2. 5】 (200/60) 第一種住居地域 (200/60) 344【21. 5】 第二種住居地域 (200/60) 92【5. 7】 近隣商業地域 75【4. 7】 (200/80) 74 (300/80) 1 商業地域 (400/80) 42【2. 6】 準工業地域 (200/60) 182【11. 3】 工業地域 (200/60) 6. 8【0. 4】 工業専用地域 (200/50) 184【11. 5】	当初決定 平成 4 年都市計画法及び建築基準法の改正(法律第 82 号)に係る切り替え
H 11. 8. 24	1, 654 10 地域 ※(12 地域)	第一種低層住居専用地域 235【14. 3】 (80/40) 230 (100/50) 5. 4 第一種中高層住居専用地域 396【24. 0】 (200/60) 第二種中高層住居専用地域 88【5. 3】 (200/60) 第一種住居地域 (200/60) 351【21. 2】 第二種住居地域 (200/60) 92【5. 6】 近隣商業地域 75【4. 5】 (200/80) 74 (300/80) 1 商業地域 (400/80) 42【2. 5】 準工業地域 (200/60) 184【11. 1】 工業地域 (200/60) 6. 8【0. 4】 工業専用地域 (200/50) 184【11. 1】	第 4 回定期見直し 富士原町、赤土町、近藤町(西部第二地区)及び花山町(花山地区)の土地区画整理事業の区域を変更
H 17. 9. 1	1, 654 10 地域 ※(12 地域)	第一種低層住居専用地域 230【14. 0】 (80/40) 225 (100/50) 5. 4 第一種中高層住居専用地域 397【24. 0】 (200/60) 第二種中高層住居専用地域 88【5. 3】 (200/60) 第一種住居地域 (200/60) 355【21. 5】 第二種住居地域 (200/60) 92【5. 6】 近隣商業地域 75【4. 5】 (200/80) 74 (300/80) 1 商業地域 (400/80) 42【2. 5】 準工業地域 (200/60) 184【11. 1】 工業地域 (200/60) 6. 8【0. 4】 工業専用地域 (200/50) 184【11. 1】	花山区画整理事業の進捗に伴う見直し 花山町(花山地区)の土地区画整理事業の区域について変更

決定又は 変更年月日	面 積 (ha)	用 途 別 面 積 (ha) (容積率/建蔽率) 【 】内は構成比%	摘 要
H 19. 8.31	1, 654 9 地域 ※(12 地域)	第一種低層住居専用地域 230【14.0】 (80/40) 225 (100/50) 5.4 第一種中高層住居専用地域 397【24.0】 (200/60) 第二種中高層住居専用地域 88【5.3】 (200/60) 第一種住居地域 (200/60) 349【21.1】 第二種住居地域 (200/60) 92【5.6】 近隣商業地域 84【5.0】 (200/80) 83 (300/80) 1 商業地域 (400/80) 45【2.7】 準工業地域 (200/60) 185【11.2】 工業専用地域 (200/50) 184【11.1】	西部第一中・南地区区画整理事業の進捗に伴う見直し
H 21. 8.11	1, 664 9 地域 ※(12 地域)	第一種低層住居専用地域 230【13.8】 (80/40) 225 (100/50) 5.4 第一種中高層住居専用地域 397【23.9】 (200/60) 第二種中高層住居専用地域 88【5.3】 (200/60) 第一種住居地域 (200/60) 349【21.0】 第二種住居地域 (200/60) 92【5.5】 近隣商業地域 84【5.0】 (200/80) 83 (300/80) 1 商業地域 (400/80) 45【2.7】 準工業地域 (200/60) 185【11.1】 工業専用地域 (200/50) 194【11.7】	新たに足次町及び下早川田町の各一部(渡瀬南部地区)を工業専用地域に指定(9.8ha)
H 22. 8.24	1, 682 9 地域 ※(12 地域)	第一種低層住居専用地域 230【13.7】 (80/40) 225 (100/50) 5.4 第一種中高層住居専用地域 397【23.6】 (200/60) 第二種中高層住居専用地域 88【5.2】 (200/60) 第一種住居地域 (200/60) 349【20.7】 第二種住居地域 (200/60) 92【5.5】 近隣商業地域 84【5.0】 (200/80) 83 (300/80) 1 商業地域 (400/80) 45【2.7】 準工業地域 (200/60) 185【11.0】 工業専用地域 (200/50) 212【12.6】	新たに下早川田町の一部(北部第三地区)を工業専用地域に指定(18.3ha)

決定又は 変更年月日	面 積 (ha)	用 途 别 面 積 (ha) (容積率/建蔽率) 【】内は構成比%	摘 要
H 22. 9. 21	1, 682 9 地域 ※(12 地域)	第一種低層住居専用地域 230【13. 7】 (80/40) 225 (100/50) 5. 4 第一種中高層住居専用地域 397【23. 6】 (200/60) 第二種中高層住居専用地域 88【5. 2】 (200/60) 第一種住居地域 (200/60) 349【20. 7】 第二種住居地域 (200/60) 84【5. 0】 近隣商業地域 92【5. 5】 (200/80) 91 (300/80) 1 商業地域 (400/80) 45【2. 7】 準工業地域 (200/60) 185【11. 0】 工業専用地域 (200/50) 212【12. 6】	楠町（楠地区）の一部を第二種住居地域から近隣商業地域に変更(7. 8ha) 第二種住居地域から第一種低層住居専用地域に変更(0. 3ha)
H 27. 6. 16	1, 691 9 地域 ※(12 地域)	第一種低層住居専用地域 230【13. 6】 (80/40) 225 (100/50) 5. 4 第一種中高層住居専用地域 397【23. 5】 (200/60) 第二種中高層住居専用地域 88【5. 2】 (200/60) 一種住居地域 (200/60) 357【21. 1】 第二種住居地域 (200/60) 84【5. 0】 近隣商業地域 92【5. 4】 (200/80) 91 (300/80) 1 商業地域 (400/80) 45【2. 7】 準工業地域 (200/60) 186【11. 0】 工業専用地域 (200/50) 212【12. 5】	新たに羽附町、赤生田町及び上赤生田町の各一部（赤生田地区）を第一種住居地域(8. 1ha)と準工業地域(1. 2ha)に指定 計 9. 3ha=9ha
R 3. 4. 16	1, 691 9 地域 ※(13 地域)	第一種低層住居専用地域 230【13. 6】 (80/40) 225 (100/50) 5. 4 第一種中高層住居専用地域 397【23. 5】 (200/60) 第二種中高層住居専用地域 88【5. 2】 (200/60) 一種住居地域 (200/60) 357【21. 1】 第二種住居地域 (200/60) 84【5. 0】 近隣商業地域 92【5. 4】 (200/80) 91 (300/80) 1 商業地域 (400/80) 45【2. 7】 準工業地域 (200/60) 186【11. 0】 工業専用地域 (200/50) 212【12. 5】	羽附町、赤生田町及び上赤生田町の各一部（赤生田地区）を第一種住居地域から準工業地域に変更(0. 1ha)

決定又は 変更年月日	面 積 (ha)	用 途 別 面 積 (ha) (容積率/建蔽率) 【 】内は構成比%	摘 要																											
R 4. 8. 16	1, 712 9 地域 ※(13 地域)	<table> <tbody> <tr> <td>第一種低層住居専用地域 (80/40) 225 (100/50) 5. 4</td> <td>230 【13. 4】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第一種中高層住居専用地域 (200/60)</td> <td>397 【23. 2】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第二種中高層住居専用地域 (200/60)</td> <td>88 【 5. 1】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一種住居地域 (200/60)</td> <td>357 【20. 9】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第二種住居地域 (200/60)</td> <td>84 【 4. 9】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>近隣商業地域 (200/80) 91 (300/80) 1</td> <td>92 【 5. 4】</td> <td>新たに大新田町及び下早川田町の各一部(北部第四地区)を工業専用地域に指定(20.7ha)</td> </tr> <tr> <td>商業地域 (400/80)</td> <td>45 【 2. 6】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>準工業地域 (200/60)</td> <td>186 【10. 9】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工業専用地域 (200/50)</td> <td>233 【13. 6】</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	第一種低層住居専用地域 (80/40) 225 (100/50) 5. 4	230 【13. 4】		第一種中高層住居専用地域 (200/60)	397 【23. 2】		第二種中高層住居専用地域 (200/60)	88 【 5. 1】		一種住居地域 (200/60)	357 【20. 9】		第二種住居地域 (200/60)	84 【 4. 9】		近隣商業地域 (200/80) 91 (300/80) 1	92 【 5. 4】	新たに大新田町及び下早川田町の各一部(北部第四地区)を工業専用地域に指定(20.7ha)	商業地域 (400/80)	45 【 2. 6】		準工業地域 (200/60)	186 【10. 9】		工業専用地域 (200/50)	233 【13. 6】		
第一種低層住居専用地域 (80/40) 225 (100/50) 5. 4	230 【13. 4】																													
第一種中高層住居専用地域 (200/60)	397 【23. 2】																													
第二種中高層住居専用地域 (200/60)	88 【 5. 1】																													
一種住居地域 (200/60)	357 【20. 9】																													
第二種住居地域 (200/60)	84 【 4. 9】																													
近隣商業地域 (200/80) 91 (300/80) 1	92 【 5. 4】	新たに大新田町及び下早川田町の各一部(北部第四地区)を工業専用地域に指定(20.7ha)																												
商業地域 (400/80)	45 【 2. 6】																													
準工業地域 (200/60)	186 【10. 9】																													
工業専用地域 (200/50)	233 【13. 6】																													
R 6. 5. 21	1, 774 9 地域 ※ (13 地域)	<table> <tbody> <tr> <td>第一種低層住居専用地域 (80/40) 150 (100/50) 5. 4</td> <td>155 【8. 7】</td> <td>郷谷周辺地区を第一種低層住居専用地域から第一種住居地域に用途変更(13.6ha)</td> </tr> <tr> <td>第一種中高層住居専用地域 (200/60)</td> <td>393 【22. 2】</td> <td>つつじが岡公園周辺地区を第一種低層住居専用地域(61.5ha)・第一種中高層住居専用地域(3.9ha)・近隣商業地域(0.8ha)から第二種住居地域に用途変更</td> </tr> <tr> <td>第二種中高層住居専用地域 (200/60)</td> <td>88 【 5. 0】</td> <td>(66.2ha)</td> </tr> <tr> <td>一種住居地域 (200/60)</td> <td>371 【20. 9】</td> <td>大島地区を市街化編入に伴い用途変更</td> </tr> <tr> <td>第二種住居地域 (200/60)</td> <td>150 【 8. 5】</td> <td>(62.7ha)</td> </tr> <tr> <td>近隣商業地域 (200/80) 90 (300/80) 1</td> <td>91 【 5. 1】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>商業地域 (400/80)</td> <td>45 【 2. 5】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>準工業地域 (200/60)</td> <td>186 【10. 5】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工業専用地域 (200/50)</td> <td>295 【16. 6】</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	第一種低層住居専用地域 (80/40) 150 (100/50) 5. 4	155 【8. 7】	郷谷周辺地区を第一種低層住居専用地域から第一種住居地域に用途変更(13.6ha)	第一種中高層住居専用地域 (200/60)	393 【22. 2】	つつじが岡公園周辺地区を第一種低層住居専用地域(61.5ha)・第一種中高層住居専用地域(3.9ha)・近隣商業地域(0.8ha)から第二種住居地域に用途変更	第二種中高層住居専用地域 (200/60)	88 【 5. 0】	(66.2ha)	一種住居地域 (200/60)	371 【20. 9】	大島地区を市街化編入に伴い用途変更	第二種住居地域 (200/60)	150 【 8. 5】	(62.7ha)	近隣商業地域 (200/80) 90 (300/80) 1	91 【 5. 1】		商業地域 (400/80)	45 【 2. 5】		準工業地域 (200/60)	186 【10. 5】		工業専用地域 (200/50)	295 【16. 6】		
第一種低層住居専用地域 (80/40) 150 (100/50) 5. 4	155 【8. 7】	郷谷周辺地区を第一種低層住居専用地域から第一種住居地域に用途変更(13.6ha)																												
第一種中高層住居専用地域 (200/60)	393 【22. 2】	つつじが岡公園周辺地区を第一種低層住居専用地域(61.5ha)・第一種中高層住居専用地域(3.9ha)・近隣商業地域(0.8ha)から第二種住居地域に用途変更																												
第二種中高層住居専用地域 (200/60)	88 【 5. 0】	(66.2ha)																												
一種住居地域 (200/60)	371 【20. 9】	大島地区を市街化編入に伴い用途変更																												
第二種住居地域 (200/60)	150 【 8. 5】	(62.7ha)																												
近隣商業地域 (200/80) 90 (300/80) 1	91 【 5. 1】																													
商業地域 (400/80)	45 【 2. 5】																													
準工業地域 (200/60)	186 【10. 5】																													
工業専用地域 (200/50)	295 【16. 6】																													

※ ( ) : 当時、定められる用途地域の数

H 30.4.1～ は田園住居地域が加わり 13 地域に (館林市では指定なし)

## 地区計画

城沼周辺の自然景観を十分配慮した、土地利用を進めて行くために楠地区地区計画を、良好な流通環境を創出するため野辺地区地区計画を、良好な住環境を創出するため西部地区地区計画を、市街化調整区域の住宅団地区域に大島地区地区計画を、市街化調整区域の産業団地区域に谷田川北部地区地区計画を、産業団地区域に渡瀬南部地区地区計画を、医療・防災拠点を整備するため赤生田地区地区計画を決定。

名 称	決定年月日	位 置	面積(ha)	用 途 地 域
楠地区地区計画	(H 3.1.11 当初) H 22.9.21 変更 H 31.1.18 変更 R 3.11.30 変更	楠町の一部	(約 10.8) 約 9.7	第二種住居地域、 近隣商業地域
野辺地区地区計画	H 6.9.9	野辺町の一部	約 18.9	準工業地域
大島地区地区計画	H 7.5.15	大島町の一部	約 9.9	市街化調整区域 (用途無指定)
西部地区地区計画	H 7.7.21	大谷町及び 赤土町の各一部	約 5.4	第一種低層住居専用地域
谷田川北部地区 地区計画	(H 20.3.31 当初) H 31.1.18 変更 R 3.11.30 変更	赤生田本町の一部	約 18.8	市街化調整区域 (用途無指定)
渡瀬南部地区 地区計画	(H 20.7.1 当初) H 31.1.18 変更	足次町及び 下早川田町 の各一部	約 9.5	工業専用地域
赤生田地区 地区計画	(H 27.6.16 当初) R 3.4.16 変更	羽附町、赤生田町 及び上赤生田町 の各一部	約 9.3	第一種住居地域、 準工業地域

※R3.4.16 の変更（赤生田地区）は、新しい道路を区域界として、それに合わせた A、B 各地区的区域を改正

※R3.11.30 の変更（楠地区、谷田川北部地区）は、建築基準法第 53 条第 3 項 第 2 号による角地緩和が適用できるものとして改正

## 風致地区及び特別緑地保全地区

### （1）風致地区

名 称	決定年月日	面 積(ha)	建 築 物 等 の 制 限
城沼風致地区	(S 33.9.4 当初) H 22.9.21 変更	(113.8) 122.36	建蔽率 40%以下 高さ 15m以下 壁面後退 ・ 道路境界から 2m以上 ・ 隣地境界から 1m以上
茂林寺風致地区	S 33.9.4	33.84	
多々良沼風致地区	(S 33.9.4 当初) S 40.1.14 変更	(129.01) 123.51	
計(3 地区)		279.71	

\*第一種低層住居専用地域の区域内の高さ制限は 10m となります。

## (2) 特別緑地保全地区

名 称	決定年月日	面 積 (ha)
茂林寺特別緑地保全地区	S 51.8.17	12.0

## 公園・緑地

## (1) 公 園

区 分	計画決定		供 用		供用率 B / A
	箇所数	A 面積 (ha)	箇所数	B 面積 (ha)	
街区公園	26	6.13	21	4.58	74.7 %
近隣公園	3	4.20	2	2.80	66.7 %
地区公園	—	—	—	—	—
※総合公園.	3	280.90	3	188.15	67.0 %
運動公園	—	—	—	—	—
風致公園	1	12.10	1	6.00	49.5 %
合 計	33	303.33	27	201.53	66.4 %

※多々良沼公園は邑楽町分を含む

## (2) 緑 地

区 分	計画決定		供 用		供用率 B / A
	箇所数	A 面積 (ha)	箇所数	B 面積 (ha)	
緑 地	3	0.29	3	0.29	100.0 %
緑 道	1	0.77	1	0.69	89.6 %
合 計	4	1.06	4	0.98	92.5 %

## 土地区画整理

地区名	施行者	面積 (ha)	認可公告	施行年度	計画決定	換地処分
南 部	市	79.9	S 37. 4. 17	S 37～51	S 33.11.25	S 47. 2. 1
高根山神脇	組合	1.6	S 54. 9. 4	S 54～55	—	S 56. 2. 6
高 根	組合	43.3	S 51.12.14	S 51～58	—	S 58. 3. 1
東部第二	組合	11.4	S 53. 4. 28	S 53～61	—	S 60. 9. 3
松原東	組合	1.8	S 62. 1. 13	S 61～H 元	—	H 元. 11. 30
東部第三	組合	10.9	S 56.10.30	S 56～H 5	—	H 5. 9. 17
東 部	組合	42.7	S 48. 8. 3	S 48～H 6	—	H 6. 2. 10
花 山	組合	24.3	H 11.11.19	H 11～23	H 11.8.24	H 23. 1. 21
西部第一南	市	73.2	S 61. 9. 27	S 61～R 15	S 60.6.21	施行中
西部第一中	市	34.2	H 元. 5. 1	H 元～R 9	S 63.4.30	施行中
西部第二	市	74.7	H 11.11.19	H 11～R 14	H 11.8.24	施行中

※R2.2.10 赤生田土地区画整理事業 を廃止

## 下水道計画決定及び供用状況

### (1) 公共下水道

区分	排水区域 (ha)	
	館林市公共下水道	館林市特定公共下水道
計画決定	1,365	60
供 用	880	60

※普及率：処理人口 (35,895 人) ÷ 区域内人口 (73,335 人) = 48.9%

### (2) ポンプ施設

名 称	位 置	敷地面積 (m <sup>2</sup> )		備 考
		計画決定	現 況	
尾曳汚水中継ポンプ場	尾曳町	1,810	1,272	
高根汚水中継ポンプ場	高根町	1,170	1,170	

※敷地面積欄の現況は固定資産台帳数値

### (3) 処理施設

名 称	位 置	敷地面積 (m <sup>2</sup> )		備 考
		計画決定	現 況	
館林市水質管理センター	堀工町	52,310	48,653	公 共
館林市近藤処理場	苗木町	16,000	5,700	特 定

※敷地面積欄の現況は固定資産台帳数値

## ごみ焼却場

(昭和 61. 8. 1 操業開始)

名 称	決定年月日	面積 (m <sup>2</sup> )	処理能力 (現況)	処理方式 (現況)
たてばやし クリーンセンター	(S 59. 3. 31 当初) H 27. 3. 30 変更 ※	約 15,500	100t/24h	全連続燃焼式 ストーカ炉

※名称も変更 館林市清掃センター → たてばやしクリーンセンター

## 市 場

(昭和 61. 4. 1 開設、平成 21. 7. 1 民営化)

名 称	決定年月日	面積 (ha)	主 要 施 設
館林市総合地方 卸売市場	S 60. 4. 15	1.97	卸売場、仲卸売場、冷蔵庫、 倉庫、関連店舗、管理棟等

## 汚物処理場

(昭和 63～平成 2 建設)

名 称	決定年月日	面積 (ha)	処理能力	処理方式
館林環境センター	S 63. 1. 14	1.25	100kl/日	高負荷脱窒素方式 高度処理

## 工業団地造成事業

地区名	都 市 名	施行者	面積 (ha)	都市計画決定
鞍 掛	館林市 邑楽町 千代田町	県	118.3	S 53. 9. 9
館林東部	館林市	県	51.8	H 3. 1. 11
館林北部第四地区	館林市	県	19.3	R 4. 8. 16
館林大島地区	館林市	県	56.2	R 6. 5. 21

## 都市計画道路決定状況

番号	路線名	基本幅員 (m)	延長 (m)	車線数	当初決定年度 最終変更年度	備考
3・3・1	南部幹線	25 (40.7~18)	8,100	4	S 18.9.7 R 5.2.10	
3・3・2	駅西通り線	25	550	2	S 60.3.8 H 27.4.23	館林西口駅前 広場 7,000 m <sup>2</sup>
3・3・3	青柳広内線	25 (44.45~25)	5,380	4	S 63.10.21 R 5.2.10	
3・3・4	五号線	23.75 (34~12)	6,120		S 18.9.7 H 7.9.1	
3・3・13	東部環状線	25 (39.2~25)	4,970		H 7.9.1 -	
3・3・16	122号線	25 (32~23.8)	1,730	4	H 9.8.15 R 5.2.10	
3・4・5	板倉館林線	16 (31~15.5)	5,110	2	S 33.3.18 H 11.8.24	
3・4・6	西部二号線	20 (31~20)	4,310		S 31.3.26 S 63.10.21	
3・4・7	西部一号線	16 (27~16)	4,110	2	S 60.3.8 H 18.9.1	
3・4・8	西部三号線	16 (27.8~16)	950	2	S 63.10.21 R 5.2.10	
3・4・9	茂林寺中通り線	16 (27.8~16)	2,450	2	S 63.10.21 R 5.2.10	
3・4・10	高根大街道線	16 (17~16)	420	2	S 63.10.21 H 18.4.7	
3・4・11	中央通り線	20	1,260		S 63.10.21 H 6.11.22	
3・4・12	本町通り線	20	330		S 63.10.21 -	
3・4・14	館林邑楽線	16 (17~16)	2,570	2	H 6.11.22 R 5.2.10	
3・4・15	大手町大街道線	17	1,340		H 6.11.22 -	
3・4・18	館林駅前通り線	20 (20~18)	950		S 26.11.27 H 6.11.22	館林駅前広場 4,000 m <sup>2</sup>
3・4・23	つつじが岡線	20 (21~20)	1,080	2	H 11.8.24 -	
3・4・26	岩田岡里線	16 (17~16)	1,330		S 56.4.30 H 2.11.16	
3・4・43	富士原線	16	440	2	H 11.8.24 -	
3・4・46	北成島線	16	340	2	S 63.10.21 R 5.2.10	西部三号線 一部廃止に伴う 名称・線形の変更

番号	路線名	基本幅員 (m)	延長 (m)	車線数	当初決定年度 最終変更年度	備考
3・5・20	公園入口線	12 (17~12)	760	2	S 55.8.29 H 18.9.1	
3・5・21	公園通り線	12 (15~12)	1,180	2	S 55.8.29 H 18.9.1	
3・5・22	富士西線	12 (15~12)	1,080	2	S 60.2.15 H 18.9.1	
3・5・44	学校通り線	13 (16~13)	710	2	H 11.8.24 R 5.2.10	
3・5・45	花山線	13 (16~13)	570	2	H 11.8.24 R 5.2.10	
合計	26 路線		58,140			

※H29.6.1 3・4・24 台宿朝日線 3・5・19 藤岡線 の2路線を廃止  
R5.2.10 3・4・17 南部環状線 の1路線を廃止

## 参考資料

### (1) 東北縦貫自動車道

「国土開発幹線自動車建設法」により日本道路公団が整備

総延長 679.4km(埼玉県川口～青森)

群馬県延長 8.3 km(6車線区間 館林市 5.3km、板倉町 1.1km、明和町 1.9km)

供用開始 S 47.11.13 岩槻～宇都宮間に始まり、現在全線供用

### (2) 火葬場

名 称	区 分	面 積	供用開始	内 容
館林市斎場	火葬関係	1.4ha	S 59. 4. 1	火葬炉 4基×2 体/日 チルチング式低圧空気噴霧火葬炉 バーナー方式
	式場関係		H 3. 4. 1	会葬 140席 集会室 18畳×2室